

人口と世帯数 (平成 26 年 1 月 1 日現在)	
男	29,551
女	29,270
計	58,821
世帯数	29,066



今号の主な記事

2面医療費控除と介護保険サービスについて 3面ふっさ防災展のお知らせ 4面交通災害共済(ちょこっと共済)に加入しましょう！
5面女性医師による乳がん・子宮頸がん検診を実施します 7面松林分館「早春クラシックコンサート」 8面保健ガイド

確定申告・住民税(市・都民税)の申告はお早めに！

【問合せ】〈所得税及び復興特別所得税の確定申告〉青梅税務署 ☎ 0428・22・3185
〈住民税(市・都民税)の申告〉課税課市民税係 ☎ 551・1610

◎所得税及び復興特別所得税(国税)の確定申告の日程・場所等

相談・受付日 ※土・日・祝日は除く	受付時間	税務署員	税理士会	市職員	場所
① 3日(月)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	市役所第一棟 2階第一・第二会議室
② 4日(火)～7日(金)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	◎	◎		
③ 10日(月)～17日(月)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
④ 18日(火)～26日(水)	午前9時～10時30分、午後1時～3時※注		◎		
⑤ 27日(木)・28日(金)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	
3月⑥ 3日(月)～17日(月)	午前9時～11時、午後1時～4時			○	

※注:午前の年金受給者及び給与所得者の相談は、午前11時ごろまで受付しています。

◎住民税(市・都民税)の申告の日程・場所等

【受付日時】2月3日(月)～3月17日(月)午前8時30分～午後5時15分(水曜日は午後8時まで)※日・祝日及び土曜日の正午～午後1時を除く

【受付場所】市役所1階4番課税課

【注意事項】

- ◆土・日・祝日は、確定申告の相談・受付は行っていません。
- ◆給与・年金所得で確定申告をする方は、①③⑤⑥の相談・受付日を、給与・年金所得以外の所得で確定申告をする方は、②④の相談・受付日をお勧めします。
- ◆事業・不動産所得等の方は、②④の相談・受付日に収支内訳書等を記入・作成のうえ、お越してください。
- ◆初年度の住宅借入金等特別控除に該当する方は、②④の相談・受付日、または青梅税務署へ必要書類を整え申告してください。
- ◆青梅税務署では、1月6日から作成済みの所得税の還付(医療費・住宅借入金等)の確定申告書を受け付けています。
- ◆医療費控除を申告される方は、必ず「医療費の明細書」(医療を受けた人ごとに病院・薬局の領収書を集計し、その合計金額をご記入ください。様式は自由です。)を作成し、領収書は封筒などに入れてお持ちください。
- ◆次のような場合は、市の会場では相談・受付ができません。
▽譲渡所得(土地・建物・株式等)や山林所得がある方(※提出のみに限り、市の会場でも可能)
▽事業所得(営業等・農業)または不動産所得がある方で青色申告決算書または収支内訳書の記入が済んでいない方
▽繰越損失または変動所得・臨時所得の平均課税を申告される方
▽消費税、贈与税、相続税、法人税等の申告をされる方
- ◆収入がなかった方及び遺族年金受給者も住民税の申告が必要です。

◎青梅税務署の特別開庁

相談・受付日	時間	場所
2月23日(日)	【受付時間】午前8時30分～午後5時	青梅税務署(JR河辺駅下車徒歩6分)
3月2日(日)	【相談時間】午前9時～午後5時	

◎青梅税務署員による近隣市町村での申告受付

相談・受付日	受付時間	場所
3日(月)・4日(火)	午前9時30分～11時、午後1時～3時	瑞穂町民会館(ホール)
5日(水)～7日(金)		あきる野市中央公民館(3階集会室)
12日(水)		羽村市役所(東庁舎4階大会議室)
13日(木)・14日(金)		あきる野市五日市出張所(2階) 羽村市役所(東庁舎4階大会議室)

⇐2面にも確定申告に関するお知らせを掲載しています

福生市のホームページアドレスは <http://www.city.fussa.tokyo.jp/> です

吉増剛造氏に市民栄誉章を贈呈

12月24日、福生市民栄誉章顕彰式が行われ、福生市出身の詩人吉増剛造氏に市民栄誉章を贈呈しました。

式典後、吉増氏は、「代々、祖母のあきも亡父一馬も親しみを覚えておりました福生から、福生の皆様から、忘れられない栄誉をいただいたのだと、深く感じ入り居ります。」と感慨深げに語られました。



【問合せ】総務課総務係 ☎ 551・1576

◎確定申告について

所得税及び復興特別所得税の確定申告は青梅税務署でも3月17日(月)まで行っています(土・日・祝日は除く)。確定申告書の作成やe-Taxによる電子申告は、e-Taxホームページ[<http://www.e-tax.nta.go.jp>]等をご覧ください。

○公的年金等の確定申告等について

平成23年分以後、その年中の公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、その他の所得金額の合計額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。この場合でも、医療費控除などによる所得税及び復興特別所得税の還付を受けるための確定申告書を提出できます。詳しくは、青梅税務署へお問い合わせください。

なお、申告をされなかった場合に、扶養控除や社会保険料控除、生命保険料控除等が適用されず、住民税が高くなる場合がありますのでご注意ください。

○給与所得の方で年末調整をしていない方

勤務先の給与担当者に確認のうえ、確定申告または住民税を申告してください。

※2月3日(月)～3月31日(月)までは、青梅税務署の駐車場は使用できません。

◎住民税の申告について

〈住民税(市・都民税)の申告が必要な方〉

・平成26年1月1日現在、市内在住の方で、次の①～③いずれかに該当する方
①給与所得のみの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書の提出がなかった方(勤務先の給与担当者に確認してください。)

②事業・不動産・配当・年金・雑等の所得(所得金額の多少にかかわらず)があった方で確定申告をする必要のない方

※20万円以下の給与所得以外の所得がある場合や、所得税で申告不要を選択した非上場株式に係る配当所得のある方も申告が必要です。

③収入がなかった方、どなたの扶養親族にもなっていない方、扶養親族になっても世帯を別にしている方は、住民税の申告が必要です(遺族年金・障害年金・老齢福祉年金の受給者を含む)。

〈住民税(市・都民税)の申告が不要な方〉

・平成25年分の所得税確定申告を提出する方

・平成25年中の所得が給与だけの方で、勤務先から福生市へ給与支払報告書が提出されている方(勤務先の給与支払担当者にご確認ください。)

確定申告、住民税の申告にお持ちいただくもの(①～⑤は提出)

- ①税務署・市から送られた書類がある場合にはその書類、印鑑
- ②源泉徴収票や支払者の証明書など、平成25年中の収入が明らかになる資料
- ③年金を受給されている方は、厚生労働大臣(日本年金機構)等から送付されている平成25年分公的年金等の源泉徴収票(はがき)
- ④生命保険の払込証明書、個人年金控除証明書、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険の控除証明書、地震保険料控除証明書、医療費などの領収書等
- ⑤国民年金保険料・国民年金基金は、社会保険事務所からの控除証明書(はがき)
- ⑥社会保険の領収書(平成25年中に健康保険料・厚生年金保険料等を支払ったもの)
- ⑦障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳及び障害者控除対象者認定書
- ⑧配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得が分かるもの